



発行
東京都

目次

51

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表
.....（東京都監査委員）..... 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年定例監査、令和3年定例監査、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年定例監査、令和4年工事監査、令和3年度各会計歳入歳出決算審査、令和4年財政援助団体等監査及び令和3年・令和4年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月7日

- 東京都監査委員 伊 藤 ゆ う
- 東京都監査委員 伊 藤 こういち
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）は、知事等関係機関が令和4年10月から令和5年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象375件から前回までに措置済みとなっている245件を差し引いた130件のうち、104件（指摘：96件、意見・要望：8件）が改善された。残る26件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置50件、ルール・体制の構築など、再発防止取組168件、合計218件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 過大に交付した補助金の返還
- ・ 業務フローの見直しやチェックリストの作成など、マニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期	結果内訳	措置対象		今回通知 C	改善中 A-(B+C)
				A	B		
令和2年	定例監査	令和2.1.7 ～ 令和3.1.28	指 摘	69	68	1	0
			意見・要望	7	7	—	0
			計	76	75	1	0
令和3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指 摘	70	69	1	0
			意見・要望	4	1	1	2
			計	74	70	2	2
令和3年	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和4.9.6	指 摘	2	1	—	1
			意見・要望	2	1	1	0
			計	4	2	1	1
令和3年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	指 摘	92	72	8	12
			意見・要望	3	1	1	1
			計	95	73	9	13
令和4年	工事監査	令和4.1.11 ～ 令和5.1.12	指 摘	27	—	26	1
			意見・要望	1	—	1	0
			計	28	—	27	1
令和4年	公営企業各会計 決算審査	令和4.6.1 ～ 令和4.9.6	指 摘	3	2	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	2	—	1
令和4年	各会計歳入歳出 決算審査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	指 摘	25	23	2	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	25	23	2	0
令和4年	財政援助団体等監査	令和4.9.5 ～ 令和5.2.3	指 摘	50	—	46	4
			意見・要望	8	—	4	4
			計	58	—	50	8
令和4年	行政監査	令和3.12.20 ～ 令和5.2.10	指 摘	12	—	12	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	12	—	12	0
合 計	計	令和5.2.10	指 摘	350	235	96	19
			意見・要望	25	10	8	7
			計	375	245	104	26

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数		今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
		A	B				
令和2年	指 摘	111	110	1	1	100	0
	意見・要望	13	13	—	—	100	0
	計	124	123	1	1	100	0
令和3年	指 摘	117	115	2	1	99.1	1
	意見・要望	10	6	4	2	80.0	2
	計	127	121	6	3	97.6	3
令和4年	指 摘	209	97	112	94	91.4	18
	意見・要望	12	1	11	6	58.3	5
	計	221	98	123	100	89.6	23

(単位：件、%)

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

措置区分	監査種別			令和4年			計			
	令和2年	令和3年	令和4年	各会計歳入歳出決算審査	財政援助団体等	行政				
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	定例	—	—	1	—	18	—	19	
		—	—	—	—	—	18	—	19	
		イ 財産・物品管理	—	—	—	—	—	2	—	5
		—	—	—	3	—	—	2	—	6
		ウ 会計処理	1	—	1	—	1	1	—	4
	—	1	—	1	—	2	1	—	5	
	エ 事務処理等	—	—	—	2	3	—	8	4	17
		—	—	—	—	—	—	9	—	9
		—	—	—	2	5	—	9	4	20
		小計	1	—	1	5	4	1	29	4
1		—	—	1	5	7	2	30	4	50
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	—	—	—	—	2	—	2
		—	—	—	—	—	—	4	—	5
		イ 契約・仕様等の見直し	—	2	—	3	—	3	3	11
		—	—	—	3	—	—	5	3	13
		ウ ルール・体制の構築	—	—	—	1	8	—	12	4
	1	—	—	1	5	—	35	5	61	
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	15	—	4	—	21
		—	—	—	—	—	—	4	—	4
		—	1	—	7	27	2	40	12	89
		小計	—	2	—	4	23	1	21	8
1		3	1	15	42	2	84	20	168	
合 計	1	2	1	9	27	2	50	12	104	
	2	3	2	20	49	4	114	24	218	

(単位：件)

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値
下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳入処理したものを是正したもの 法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したものの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
ウ 会計処理	
エ 事務処理等	
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの 関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
イ 契約・仕様等の見直し	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの 関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの
ウ ルール・体制の構築	
エ 研修等の実施	

1 主な措置事例

トンネル換気塔の外壁パネルについて、剥落の予防に必要な維持補修を行うとともに、日常巡回及び定期点検で確認することとしたもの

p.22 港湾局 No.8 (令和4年定例監査)

指摘の概要

港湾局は、臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネルが剥落したため、工事に伴い、新造の外壁パネルと交換した。
剥落の原因について、局が受注者に確認したところによると、躯体にパネルを固定するボルトの抜け、ゆるみが原因とのことであった。

換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上が経過しているため、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、局はこれらを行っていなかった。

そこで、道路や軌路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について、予防策を講じるよう求めた。

措置の概要

局は、外壁パネルの点検及びボルトにゆるみがあった場合の増し締めを行った。施設に異常がないかを定期的に巡回して確認するとともに、合ハイワーク（ボルトのゆるみを目視するためにつけたワーク）の状態を定期点検でチェックするとした。

特殊人孔の管きよ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より大きくする構造に変更したもの

p.38 下水道局 No.36 (令和4年工事監査)

指摘の概要

下水道局は、特殊人孔（大きなマンホール）を設置する工事を行っている。

手引では、特殊人孔の管きよ開口部の設計に当たっては、開口部同士の間隔が狭い場合、間に挟まれた壁の断面力（外力に抵抗する構造部材内部に生じる力）を算定することとしている。しかし、設計図面や構造計算について見ると、手引に基づいた断面力の算定をしていなかった。監査を受けて検証した結果、開口部周辺に設置された鉄筋量が不足し、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明した。

そこで、特殊人孔における管きよ開口部の構造計算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、特殊人孔の管きよ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より大きくする構造に変更した。

また、設計図書を確認する際のチェックリストに、特殊人孔の管きよ開口部の設計が手引に準じているか確認する項目を追加し、職場研修等を通じて、再発防止を図った。

過大に交付した補助金の返還を受けるとともに、補助金制度に係る保育施設への説明方法を改善したもの

p.47～52 社会福祉法人等・福祉保健局 No.50～57 (令和4年財政援助団体等監査)

指摘の概要

保育施設を運営している社会福祉法人等の団体に対して交付している東京都保育サービスマニフェスト推進事業補助金について、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業等に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、8団体に対し補助金が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

措置の概要

過大に交付した補助金について、各団体から返還を受けた。

局は、補助制度に係る団体向けの説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、ホームページに掲載した。

加えて、本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネットで配信し、より多くの保育施設の担当者が確認できるようにした。

駐車可能台数の相違により生じた駐車料金等の不足分の追加支払を受けるとともに、駐車料金等のあん分基準について定期的に確認を行うことで再発防止を図ったもの

p.65 株式会社東京交通会館・交通局 No.83 (令和4年財政援助団体等監査)

指摘の概要

株式会社東京交通会館は、交通会館ビル内の駐車場を交通局と区分所有し、駐車料金収入等の管理業務を局から受託している。駐車料金等は、賃貸管理業務の細目で定められた会社・局の駐車可能台数の割合により、あん分した額とされている。そこで、あん分の基準となる細目における駐車可能台数について確認したところ、現況と1台分の相違があることが認められた。これにより会社から局に対し、追加支払が必要な状況となっていた。このような状況が生じたのは、細目改定時の協議の際に、会社及び局の双方の確認が不十分であったこと、その後も現地の台数との差異が確認されなかったことなどによるものである。

そこで、会社及び局は駐車料金の精算を行うとともに、細目等の改定の際には改定内容を確認し、算定上重要な要素である駐車可能台数の確認を定期的に行うよう求めた。

措置の概要

会社及び局は、細目における駐車可能台数を改正し、駐車料金等の精算を行い、局は会社から追加支払を受けた。

また、会社及び局は、契約改定時の業務フローを見直した。加えて、局はチェックリストを作成し、それを活用して、定期的に現地を確認することとした。

駐車場における表示を利用者の視点を重視して追加したもの

p. 71 建設局 No. 92 (令和4年財政援助団体等監査)

意見・要望の概要

大規模改修を終え、再開場した八重洲駐車場の地下のトイレについて、監査日現在、他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況だった。

そこで、建設局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応するよう要望した。

措置の概要

局は、天井から吊るされた既設の施設案内表示などにトイレの表示を追加した。また、指定管理者の施設点検において、利用者視点を重視した確認を行うこととした。

一般廃棄物の収集運搬委託契約において、近接した地域では同一の仕様書とし、統一した予定単価を用いること等により、積算を適切に行うこととしたもの

p. 73 福祉保健局 No. 94 (令和3年・令和4年行政監査)

指摘の概要

福祉保健局は、宿泊療養施設から出る一般廃棄物の収集運搬を委託している。

この委託契約の予定単価について見たところ、仕様内容や想定排出量が同じであり、同一部署で同一日に起案したにもかかわらず予定単価に大きな差が生じている事例など、予定単価が異なる合理的な理由が認められず、経済的な積算とはいえない状況が複数認められた。

そこで、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算するよう求めた。

措置の概要

局は、一般廃棄物収集運搬委託契約において、近接した施設で同じ仕様内容のものとは同一の仕様書によることとし、統一した予定単価による積算を行った。

加えて、積算の根拠資料を残し予定単価を適切に積算するよう、通知文により指示することで、再発防止の徹底を図った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4 (監査種別)及び表5 (指摘区分別)のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2(再発防止の取組)のみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧 (監査種別)

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
令和2年定例監査					
【指摘事項】					
1	福祉保健局	建設仮囲いに関する通正かつ連やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの	◎		18
令和3年定例監査					
【指摘事項】					
2	福祉保健局	個別ソフトウェア業務等の変更に係る手続を通正に行うべきもの		◎	19
【意見・要望事項】					
3	福祉保健局	安全確認システムに関する契約の契約方法等の見直し検討について		◎	19
令和2年度公営企業各会計決算審査					
【意見・要望事項】					
4	交通局	貸倒引当金に係る注記の記載について	◎		20
令和4年定例監査					
【指摘事項】					
5	建設局	(車庫契約工事について)河川維持工事単価契約の指示手続が通正に行われるよう運用を改めるべきもの		◎	21
6	建設局	(車庫契約工事について)特殊製品組合せ費について)工種を特定し単価を定めるべきもの		◎	21
7	建設局	(車庫契約工事について)特殊製品組合せ費について)相定できる労務費については工種を特定し単価を定めるべきもの		◎	22
8	港湾局	監理トータル機外壁パネルの剥離について)予防策を講じるべきもの	◎		22
9	東京消防庁	(映像伝達装置)非有システムについて)災害直撃時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの		◎	23
10	教育庁	(消防用設備等の維持管理について)通正な消火器を設置すべきもの	◎		23
11	教育庁	(消防用設備等の維持管理について)消火器の通正な設置、運搬経路の確認を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの	◎		24
12	教育庁	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの		◎	25